

住民と議会をつなぐ

議会だより

令和7年第5回12月定例会

2025年
第68号



離島フェア 2025

目次

■一般質問(12月)	2~27
■議決結果賛否一覧表	27
■議会の動き	28

令和7年

発行: 粟国村議会
編集: 議会広報調査特別委員会
〒901-3792
沖縄県島尻郡粟国村字東483番地
電話 (098) 988-2222
FAX (098) 988-2281

※質問・答弁は要約して掲載しています。

令和7年12月定例会



照喜名 英雄 議員

1 政治団体届出書

Q 質問

1、9月議会の議長不信任案は、会計責任者が登録されているということで、その職を問うものであったが、9月16日に発議を事務局へ提出、本会議の25日までに沖縄県選挙管理委員会へ届出の内容変更が提出され、反対した議員は、今現在登録されているのかと質問。議会終了後、議長は沖縄県には変更届を出したとの言葉、正直な行いと思いますが、9月1日付での提出、何日に沖縄県へ提出したのか、指摘を受けての提出か。この

A 答弁 上原一宏 村長

照喜名議員の質問事項

1、政治団体届出書、9月議会の議長不信任決議案は、会計責任者登録されていることで、その職を問うものであったが、9月16日に発議を事務局へ提出、本会議の25日までに沖縄県選挙管理委員会へ届出書の内容変更が提出され、反対した議員は今現在登録されているのかとの質問。議会終了後、議長は沖縄県には変更届を出したとの言葉で、正直な行いと思いますが、9月1日付で提出、何日に沖縄県へ提出したか、指摘を受けての提出

か。この政治団体は「会長のものであり、自分のものではない」との発言の違いは何か、なぜ会計責任者が村長自身になっているのか。政治団体は「会長のものであり、自分のものではない」との発言の違いは何か、なぜ会計責任者が村長自身になっているのかというご質問であり、まず、村長選挙終了後から議長のほう

2 教育委員の選任について

Q 質問

9月25日の論壇にて、県内市町村の教育委員の任命についての保護者からの任命状況を確認することは、どのような状況となりますかということをお伺いしたいと思います。文部科学省の方針などを加味する行いは、今後どのようにに教育行政に反映されていきますか。

A 答弁 上原一宏 村長

①県内市町村の任命については、保護者からの任命状況というのは、ほかの市町村は把握しておりません。

②につきましては、文部科学省の方針を加味した教育行政の今後の展開については、国が掲げる基本方針を村の現状、ニーズに合わせて具体化し、教育の

質の向上と持続可能な教育基盤の確保を目指していくことが重要であると認識しております。学校運営の透明性確保や評価の高度化を通じて、自治体教育の信頼性を高めることが求められていると考えております。財源については、国の補助金、かつ補助金の活用や、交付金の適切な配分を前提に必要な財源を安定的に確保します。

教育委員会、学校現場での費用対効果を見える化し、長期的な財政計画の中で、新たな施策の導入、見直しを行います。財源の適正配分と透明性の高い執行を通じて、教育の質の向上と持続可能性を両立させていく所存であります。

Q 質問

3、地方公務員法第36条。

人事権は村長にあるとの以前の発言、法律との関連を人事権で被せる行為

は適切な行為ですか、多数決なら通ると考えていますか。村長選挙に獲得できなかった得票の多くの村民が納得できるような発言、声明を述べていただきたい。まずは質問事項3の答えをいただき、次に質問事項3-1、3-2、3-3と質問していきます。

A 答弁 上原一宏 村長

地方公務員法第36条の取扱いにつきましては、公務員の公正性と職員の倫理観の維持を図るとともに、村民の信頼を守るための基本的な基準を定める重要な条文であると認識しております。本村におきましては、同条の趣旨を踏まえ、職員一人一人が日々の職務を遂行する際に、私生活と公務の適切な区分を保ちつつ、政務や行政運営に対する影響を避けるように運用しているところでございます。政治活動

及び公務に対する中立性の確保についてです。本村は地方自治体として、村民の選択に基づく民主的な政治活動を尊重しますが、公務員としての職務の遂行に影響を及ぼすような政治活動の実施は、厳格に控えるべきものと認識しております。次に、

尊重しつつ、村民の信頼を最優先に考えた実務運用を進めてまいります。今後とも継続的な見直しと教育啓発を通じて、倫理的な公正な行政運営を一層強化してまいります。

《要望》

去年の12月定例会においては、村長は地方公務員法第36条についての解釈を述べております。間違いなく、これは第36条の政治行為に栗国村職員は抵触しますという発言をされており、人口の少ないこの島、どんどん減少していく中で、皆さんも職員に対する業務の分担、そういったものは大変なことだと思えます。しかし、言葉として、多くの村民を納得させる言葉は必要かと思えます。

Q 質問

3-1 村長就任と地方公務員法との整合性。

地方公務員法第28条により、職員が村長に就任した場合には、職員身分を失うと規定されています。これは村長のことでございます。よって、当選した村長本人については、職員身分を保持したまま、政治的行為を行うことにはならず、法令違反は生じないと理解しております。この点、執行部の認識を伺いますが、これは文字どおり、そのとおりでございますので、答弁は結構でございます。

Q 質問

3-2 配偶者が職員を継続する場合の公正性について。

職員の配偶者が引き続き職員として勤務することについて、お尋ねします。法令上配偶者が職員であること自体、直ちに禁止されてはいません。しか

し、地方公務員法第33条、信用失墜行為の禁止及び第35条、職務に専念する義務の趣旨を踏まえると、人事権を有する村長と配偶者の関係は、住民から見ても公正さに懸念を抱かれるおそれがあり、配慮が求められる点について、どのようなリスク、認識をお持ちでしょうかという質問でございますが、先ほど質問事項3の中で村長は述べておりますので、これについても答弁は結構でございます。

Q 質問

3-3 利益相反防止措置について。

実務的には首長とその近親者との間に利害関係が生じる場合、組織運営の透明性を確保するため、異動や職務分掌の工夫が取られるべき例があります。本村においても村長の配



※質問・答弁は要約して掲載しています。

偶者が人事権の直接影響を受けないようにする処置を検討するべきでないでしょうか。具体的には行政区域外へ配置や、村長の直接統制から外れる部署への異動などが考えられますが、執行部として、どのような対応をされていますかという質問でございますが、事実上は全く別の形を取ってきて、外から中に入ってきておりますので、これについても答弁は結構でございます。

Q 質問

3-4 住民の信頼確保について。

地方公務員法第35条、職務専念義務にあるとおり、職員は公正、中立にその職務に従事しなければなりません。配偶者が職員であることは違法ではなくとも住民からえこひいきがあるのではないかという不信を招けば、村政全体の

信頼を損なう可能性があります。よって、議会としては、行政に対し、人事の透明性確保や利益、相反防止措置を強く求めたいと考えております。執行部の所見を伺います。これにつきましては、ご答弁をいただきたいと思います。

A 答弁 上原一宏 村長

地方公務員法第35条に基づき、職務専念義務の趣旨から行政は公正、中立を徹底していく必要があると私たち執行部は認識しております。

Q 質問

4、船舶事業の円滑化。

9月定例会において質問したことについて、その後の進捗状況などを伺う。イ、沖縄県の関係機関の名称はどこに出向いて話をしましたか。ロ、要望事項をお持ちですか。ハ、悪い天候状況から村

民の利便性を向上させるためにはどのような施策が必要だと思いますか。

A 答弁 上原一宏 村長

イ、去る8月1日に私と経済課長と担当職員とフェリーの船長、4名で南部合同庁舎へヒアリングに出向き、県港湾課及び南部土木事務所職員への栗国村が示している要望書をお願いしてまいりました。

ロ、要望事項については、栗国港の早期改修、船尾岸スロープの改修及び屋根つき通路の取り換え等について要望しております。

ハ、先ほど回答した内容と重なりますが、次年度から令和13年度にかけて、フェリー船尾岸の消波式岸壁への改修、中防波堤前への消波護岸の整備、旧産業バースの撤去を行い、消波護岸整備を行い、港内う

ねりの静穏の向上を図り、欠航の減少を期待しております。屋根つき通路につきましては、フェリー利用客が雨をしのぐために県で整備していただきまして、塩害等により金具等が腐食しているため、取替を要望しております。その際に新フェリーターミナル建て替えに伴い、その動線が変わっていくため、荷捌き場からターミナル乗り場までの屋根つき通路整備を要望しております。

Q 質問

5、四次総合計画。

計画を策定中と伺いましたが、これまでの計画の何を継承して、何ができる栗国村になるのか、多くの村民は周知していない。その背景は行政自体が自ら策定した計画を認識していませんか伺う。啓蒙活動として、村民集会の場で説明

会を開催してもらいたい。

A 答弁 上原一宏 村長

現在、第四次栗国村総合計画の後期計画を策定中であります。基本構想に掲げる6つの分野別施策として、1、島嶼基盤づくり、2、産業振興、3、生活環境、4、教育文化、5、健康福祉、6、住民参加行政運営を柱に28の基本方針を掲げております。今期策定中の後期計画でもこの6つの分野別施策を継続し、28の基本施策の見直しを行っているところでございます。総合計画の詳細な施策は項目が多く、後期計画は前期計画の見直しであるため、全部の項目を対面で説明するのが困難であることから、説明会の開催は想定しておりませんが、概要版や、本編は村のホームページに掲載する予定でございます。

Q 質問

6、栗国村内での補助事業件数。

村予算において、村内向けの補助金の件数は何件ありますか。補助事業については、条例が整備されています。公益性が認められれば、補助できる趣旨の規定となっています。補助金などの要項が策定されている名称を述べてください。

2、補助事業は事業ごとに趣旨が違います。区分け、区分するためには補助金ごとの要項などを作成して、目的外支出がないようにするための執行部の規約です。その規約のない状態で補助金を支出する行政はどうか。条例には、補助金を返還する規定もあります。危機感はありませんか。

3、指定管理者の条例、規則があるが、個別の要綱

はない。目的を明確化するためにも制定すべきだが、どのように行うのか。

A 答弁 上原一宏 村長

6の①村内向けの補助金は30件となっております。作成されている補助金等の要綱の名称は、まず初めに、総務課は4件で、栗国村有資格者等引越し費用補助金交付要綱、栗国村地域おこし協力隊企業支援補助金交付要綱、栗国村地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱、大型消防自動車購入に伴う消防団員の大型自動車運転免許資格の取得に係る助成補助金交付要綱となっております。

次に、民生課でございますが、民生課は7件で、栗国村火葬料補助金交付要綱、社会福祉法人栗国村社会福祉協議会に対する補助金交付要綱、栗国村島しよ型福祉サービス総合

支援事業費補助金交付要綱、栗国村ヤスデ駆除代購入補助金交付要綱、栗国村地域清掃活動補助金交付要綱、栗国村使用済み自動車等海上輸送費用補助金交付要綱、栗国村村民ボランティア清掃活動費補助金交付要綱となっております。

次に、経済課は7件でございます。栗国村展示商談会等助成事業補助金交付要綱、一般社団法人栗国村観光協会に関する補助金交付要綱、栗国村有料雌子牛時価保留事業補助金交付要綱、栗国村和牛改良支援事業補助金交付要綱、栗国村子牛生産奨励補助金交付規定、栗国村多面的機能支払い交付金事業交付要綱、栗国村中山間地域等直接支払い交付金交付要綱となっております。

次に、教育委員会ですが、教育委員会は10件でござ

います。栗国村文化交流

体験事業補助金、栗国村国際交流支援事業補助金、栗国村児童生徒派遣遣費補助金、栗国村離島高校生就学支援費補助金、栗国村高校・大学支援補助金、栗国村沖縄県立高等学校学習端末購入補助事業費補助金、栗国村進学準備支援金、栗国村保護者渡航支援事業の補助金、学級開設費委託交付金要綱、栗国村スポーツ活動費補助金となっております。

次に、船舶からは2件でございます。栗国村自動車航送運賃低減化事業実施要綱、栗国村交通移動手段低減化対策事業要綱となっております。以上でございます。

次に、②ですが、栗国村補助金等交付に関する条例に基づき、要項については、個別に策定し、適正な予算執行に努めております。

Q 質問

③指定管理者につきましては、個別の要項はなく、協定書を締結しております。協定書は指定管理者として行うべきことなどを規定していますので、要綱は策定しておりません。

今、村長がおっしゃった中で、私も議員をやりながら定款を見ながらやっています。令和5年3月定例会で運転免許の切り替えに基づいて、60万円の旅費の予算案が出て、これについて修正を出した経緯があります。これについては、当時の村長は、要綱を作成してやるのだということをおっしゃっていました。3月定例会が終わって、3月21日でしたか、私の頭の中にあるので、21日に要項ができましたと答えておりますが、この要綱というのは現在、村の例規



※質問・答弁は要約して掲載しています。

運営の中では存在しないものなんでしょうか。これは村長でなくても結構です。

A 答弁 新城光則

総務課長

今おっしゃいました栗国村自動車運転免許更新に係る補助金の交付要綱についてです。令和5年3月22日に公布していますけれども、附則の中で、この条例は、公布した日から施行し、補助金の交付対象期間は令和5年3月31日までということ、ホームページには載っています。事業は完了しております。以上です。

Q 質問

事業が完了したものは、いわゆる村の例規集にあるホームページの部分には載せないと、削除する、記録も残さないということなんでしょうか。

A 答弁 新城光則

総務課長

多分今もホームページには載っていますけれども、今はもう使われない要綱なので、これは今後削除したいと考えております。

Q 質問

今、総務課長が証言されたように、3月22日にこの要綱ができた。我々が反対したのが、その以前の3月定例会の中で反対した。要綱がないのに、これはできないだろうということ、反対したにもかかわらず、結果、要綱は後付になっております。これは要綱、いわゆる条例等という言い方をしますが、これは正しいやり方なんでしょうか。そこだけお答えいただきたいと思います。

A 答弁 新城光則

総務課長

私の個人的な見解になるかもしれませんが、要綱

をつくるためにはまず予算が伴わないと要綱は多分策定できないと考えておりますので、予算を可決する前に要綱を立てるとするのは時期尚早かと考えております。

《要望》

要項というのは、ある意味、設計図です。例規関係については設計図ですから、それについてこれだけのお金が必要になってきて、だからこそ予算をつくるためにもそういった例規が必要ではないかと私は考えます。今、頭に個人的な考えですけれどもという言葉をつけ加えたので、私はそれ以上は言いませんけれども、しかし、この場においては個人的な発言はしないでください。総務課長としての話をしてください。そこだけはお願いたしたいと思います。議長、今のは注意です。あり

がとうございます。

Q 質問

7、例規集の早期揭示。

ホームページに掲載されている栗国村例規集の未掲載の規定が多々あるように思われます。規則以下の規定の有無は、議会審議に欠かせない規定となります。

イ、製糖宿舍規則はなし（9月定例会時点）。

ロ、観光協会補助金交付要綱もなし。これは先ほど村長がおっしゃっていましたけれども、見解の相違かもしれません。必要かと思っております。

ハ、パークゴルフ場指定管理者に関する要綱。

ニ、キャンプ場指定管理者に関する要綱等々、制定された場合、地方自治法

第16条第2項の規定を尊重して、早期な掲載を求めるが、いかがでしょうか。第16条第2項というの

は、規定をつくったら20日以内に告示するという意味合いですが、こういった法律があるものだけは早め早めにしていただきたいと思えます。ホームページは前村長もおっしゃっていたとおり、世界中の人がホームページを見るのだと。そういうことをおっしゃっていました。ですから、全国の皆さんが分かっているという前提で話をしないといけないと思うんです。この辺も特に観光協会関係のものが多く、うですけれども、何か昨日大きな動きがあったよう

でございます。これについて答弁は結構でございます。

Q 質問

8、森林計画の認識。

令和3年から令和13年度の10年間、森林計画なるものが制定されています。

今後の実効性を伺う。村内で森林と言える箇所はどこですか。

A 答弁 上原一宏 村長

近年、土砂流出、生活環境や生物多様性の保全等の広域的機能の必要性はますます高まっているところであることから、本村においても森林機能の維持及び保全、整備を積極的に推進し、植樹等を行い、保全整備を計画的に実施できるように検討しているところでございます。村内での森林区域と言える場所についてですが、マハナ先から塩工場へ向け、ウーグまでの外周、字西の右岸の植物群落及び総合センター前から寄草土地改良区域付近、四志土地改良区と寄草土地改良区の境界の森林となっております。

令和6年度において栗国村の各位の財政指数を伺う。将来負担率、令和4年124・2%、現在145・1%と発表されている。20ポイントの上昇原因を伺います。

A 答弁 上原一宏 村長

令和6年度決算での財政指数は、実質収支比率が22・4%、公債費負担比率が9・9%、経常収支比率が95%でございます。将来負担比率が約20ポイント上昇した要因は、製糖工場宿舍、教員住宅、定住促進住宅、フェリーターミナル建て替えによる起債の借入額の増加が要因となっております。

Q 質問

10、一括交付金。

現行の一括交付金事業の概要説明を村民へ広報してもらいたい。財政負担の説明、事業の意義を事業ごとに行ってもらいたい。

いたいが、いかがでしょうか。これは事業ごとの説明は結構でございます。現行の一括交付金事業の概要説明を村民へ広報してもらいたい。

A 答弁 上原一宏 村長

一括交付金事業の説明、事業の意義などの概要説明は、次年度以降は広報紙に掲載していきたいと考えております。



小橋川 聡 議員

Q 質問

1、栗国村郷友会の支援について。

令和7年度第56回敬老会に来賓として参加してきました。郷友会の運営が厳しい状況だと知りまして、先輩方の話を聞くとこちらによると、敬老会や新年会等の運営は会費制で行っており、人が集まらなければ運営費さえ集まらない状況でした。今日の私たちが笑顔で豊かな生活を送ることができずのも、ひとえに郷友会や先輩たちが長年にわたり島の発展と社会繁栄の礎を築いてこられたおかげであり、また村史やシタリ節の事業等も郷友会や先輩たちの知恵や経験がなければ成し遂げることができなかったのではないのでしょうか。そこで伺います。栗国村役場として支援はできないか。

2、離島フェアについて。

令和7年11月21日から23日の3日間、離島フェアが開催されました。そこで我が島は紙袋とうちわを配っていたが、目的は何だったのか、今回袋とうちわは何個作ったのか、離島フェアでは何個配ったのか、一袋の単価は幾らなのか、うちわは1つ幾らになるのか、袋とうちわ製作は総額幾らだったのか、それと職員は何名派遣したのか、車も何台持って行ったのか、アルバイトも雇ったのか、人件費や宿泊等にかかった費用は幾らなのか伺いたい。実行委員会はあるのか、財源の内訳を伺いたい。

3、人事評価制度について。

人事評価の直近で行ったのか、誰が誰の評価を行ったのか、評価にはどのようなランクがあるのか、評価した後、制度としてどうされているのか伺いたい。

4、歯科診療について。

診療再開の用途はたっているのか伺いたい。

A 答弁 上原一宏 村長

1、栗国村郷友会への支

て、もしあそこに誰かが出て、もしあそこには誰かが出て席していたらそういう話
もされたのではないかと
思うんですけれども、行か

ウエブでの話し合いを行う予定となっております。診療所の一日も早い再開に向けて今、取り組んでいるところでございます。

なかった理由を聞いてもいいですか。10月5日でしたかね。

A 答弁 上原一宏 村長

栗国村での業務が重なって、ちよつと業務はしっかり思い出せないんですが、業務が重なって、フェリーのドック期間中でタイミングが合わなくて、郷友会長には挨拶文を送って、欠席するというこ

Q 質問

議会が終わり次第、私は郷友会の会長に電話をして、村長は前向きに考えて、相談に来たら検討していくという言葉でいいですか、伝えるのは。

A 答弁 上原一宏 村長

予算に絡む話であつたら、また議会と相談しながらという話になりますので、できることから検討し

ていきたいと考えています。

Q 質問

離島フェアの件ですが、

なぜこういう質問をするかというところ、目的は何かと。いったら今、栗国村の認知、栗国村の何を分かつてほしいのですか、袋とうちわで何が分かるのでしょうか。それを教えてもらってもいいですか。例えばこれでフェリーで2時間で行けるとか、飛行機が飛んでいるとかだったらまだ分かるんだけど、これ

A 答弁 新城光則

総務課長

9月まで経済課長をしていたときに、この袋のほうも我々で決めたのですが、確かに議員がご指摘があつたように、PR等が足りないというのは今思

ましたので、次年度に向けては反映できるようにしたいと思います。

Q 質問

これを配っているのが悪いとは言いませんよ。ただ、この中に今回出店している村民もいますよね、出店業者の説明を入れると

か、職員の募集も出してい

るよね、いろんな人に配っ

ているのだから、そういう

のも入れたほうがいいの

ではないか。それすらない

んだよ。これというのは人

に言われないと気づかな

いことかな。私は何の意味

があるのか、いまだに分か

らない。出店者の認知を深

めるのであれば、今回はこ

ういう黒糖を売ったり、塩

を売っているとか、いろい

ろやればいいのに、うちわ

しか入っていないんです。

あるおばさんが言ってい

ない。これは笑いごとではないですよ、議長。本当に。これは少し考えてもらわないと、出店している人も何のために行っていると思わないですか。その辺りどうでしょう。村長も恥ずかしくないですか、それは。

A 答弁 上原一宏 村長

ただいま小橋川議員のおっしゃるとおりでございますので、今後、離島フェア開催前に細かく出店業者の皆さんと打合せをして、もっとPR、小橋川議員が言ってみたに出店業者のパンフレットがございましたら、袋の中に入れて、栗国村のパンフレットと一緒に配って、取りあえず出店業者の皆さんと細かく連携を取っていききたいと考えております。

Q 質問

これは村長だけではな

い。議員も恥ずかしい。我々も。だから私は先ほど実行委員会はあるのかと言ったら、ないと。栗国村だけの実行委員会です。それをぜひ立ち上げて、今後どうやっていくか。実行委員会を立ち上げてほしいです。村は、これは今すぐにでもやってください。それと質問の中で、職員は何名行ったのかとか、車を何台持って行ったのかというのは、今回離島フェアが3日間あつたんですが、最終日は終わったのが6時なんです。6時15分頃かな、役場の出店のところは誰もいないんです。6時にみんな終わったら、出店者は、村民の皆さんは片づけています。片付けしているんです。遅い人で8時ぐらいまでかかったかな。役場は誰もいない。それで、私が何で車の話をするかと言ったら、帰りは港で車



※質問・答弁は要約して掲載しています。

を見ました、がらがら。そうならば役場職員は出店者の荷物を積んであげるとかの気持ちになれないのか。全部空よ、2台とも助手席も、行くときは倒していっぱい積んでいったかもしれない。でも帰りぐらい何か持っていくのはありませんかという親切な心はないのか、一言。手伝いをするとか、これというのはいちいち言われないうと分からないのか。村長、そういうのはどうでしょう。

A 答弁 上原一宏 村長

ちよつと心配りが足りなかったようでございます。今後細かく出店業者と、先ほど話したように、連携を取ってやっていきたいと考えております。

Q 質問

これは別に本当に村長が悪いとか、職員が悪いとかという話ではない、これ

はふだんからのみんなモラルの問題です。誰も言わなかったらそのままにしていくというのもよくないと思つて、私は今回思い切つて言っているんですけども、本当に今後これは直してください。先ほどうちとかは国、県の一括交付金でやっているからいいのではない、いいではないですが、元を言えば、これも税金ですから、本当に栗国村の認知を高めるのであれば、来年は実行委員会を立ち上げて、これはちよつと考えてもらいたい。離島フェアは本当に反省するところがいっぱいあります。

A 答弁 新城光則

総務課長

それと人事評価制度について、今年の11月に評価されたんですが、やられていない職員というのはい

いないです。

Q 質問

これはせっかくS、A、B、Cとランクがあつて、広報で村民に公表とかはできないんですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

できないものと考えています。公表した場合、ある人を特定される可能性もあつたりする懸念があることから、そういった部分で公表は考えておりません。

Q 質問

公表できないというのは分かりました。これはやはり個人のあれがあると

ただ評価はちゃんとしてください。

Q 質問

歯科診療ですが、まだ目途はたっていないということなんですけれども、目途がたっていないということは、今からいろんなところに相談すると思うんですけれども、その間、最低限、那覇市でみんな診療を受けないといけないです。最低限だけど、子供たちやお年寄りの渡航費と宿泊費、これの補助は医者

A 答弁 山城義之

副村長

ただいま県の補助等もこういったものはないものですから、また新しくつくるとなれば、規則もきれいに

帰つて調べてみます。

Q 質問

歯科診療もまだ目途がたっていないということ、これはお願いしかできないんですけれども、最低限、子供とお年寄り、体の不自由な方の渡航費だけでもいいですから、宿泊費、全額とは言いません。半額補助とか、医者

A 答弁 上原一宏 村長

住民の皆さんには離島補助で割引2,300円という格安な渡航費になつていますが、それと含めて、またさらに渡航費に

検討していききたいと思
います。

《要望》

郷友会についてはちよつと議会が終わって、私は会長のほうに電話をして、ぜひ島に来て、村長のところと一緒に行きましようという声はかけます。離島フェアについては、私は去年の3月定例会にも一般質問をしているわけです。離島フェアの特産品について。これでうちわとかがもし一括交付金でできるのであれば、そこで村民の特産品も一緒に実行委員会を立ち上げて、こういうのをやりたいという意見を取り入れて、一緒に補助金で申請したらいいと思うんです。そういうところもぜひ出店者と一緒になって、今後考えてほしいです。

人事評価については、公表できないということな

んですけれども、公正公平に人事評価してください。

歯医者民生課長、これはちよつと持ち帰って渡航費か、何かはちよつとは検討してください。



赤嶺 眞知子 議員

Q 質問

1、歯科診療について。

栗国村での歯科診療はどのようなになっているのか伺いたい。今後、行政として、村民に対し、診療が行える時期を伺いたい。

2、消防団員の活動について。

消防団員の組織図、令和7年度の活動計画について伺いたい。先月11月22日の火災について、消防の対応について伺いたい。今後、栗国村での対策をどの

ように考えているか。

3、農業用マリントラックの設置について。

現在マリントラックの設置がされていない金附名地区、寄草地区、巣飼地区とあります。たびたび村議会議員により一般質問が提出されている。農作物は水がないと育てられません。行政としてどのように考えているか伺いたい。②

以前からため池の修理をお願いしている場所の進捗状況を伺いたい。

4、栗国村の干ばつ対策について。

気候変動により毎年農作物の栽培の変化があります。次年度干ばつ対策の事業として、予算を組んでもらいたい。

A 答弁 上原一宏 村長

1、の歯科診療については、小橋川議員への答弁と重なりますが、現状医師の確保ができておらず、目

途はたっておりません。住民の方には大変ご不便をおかけしております。年初より話合いを行っていた医療法人とは、契約条件等で折り合いがつかず7月に白紙になりました。そのような経緯も含め、近隣離島の歯科診療所の運営方法、契約内容等を改めて精査しており、ゼロベースでの再開検討を行っております。なお、12月初旬、歯科医師の方からお電話をいただいたおり、12月24日にその方とウェブにて話合いを行う予定となっております。診療の一日も早い再開に向けて取り組んでまいります。

2、本村の消防団の団員は26人在籍しておりますが、役場の出先にいる職員等は休団となっておりますので、現在21人で活動しております。消防団の組織図としては、団長を筆頭に

4つの班に分かれております。各班には班長、副班長が1名ずつ、団員3名程度となっております。令和7年度の活動計画は策定しておりますが、年間を通して2週間に1回の車両点検や必要に応じて会議、空港からの要請があれば訓練の参加などを行っております。救急については4班で、1週間交代で対応しております。11月22日の火災についてでございますが、この日は3連休の初日や、島外でイベントもあったことから、島にいた団員6名が対応しております。住民の方の協力もあり、救急搬送や消防車や散水車で消火活動を行ったところでございます。今後、栗国村での対策をどのように考えるかという件についてでございますが、まず、初期消火への対応ということで、各字のクラブ



※質問・答弁は要約して掲載しています。

に消火器を配布したいと考えております。また補助事業を活用して各字単位に1か所になると思いますが、消火栓で使用する消防ホースやガンなどを設置するための事業化も取り組みたいと考えております。また経験年数の少ない消防団員の育成も行っていくために、車両点検時に誰でも放水の操作などが行えるよう訓練してまいります。そして地域の住民の方にも協力できる体制づくりを進めるために、消防団と地域住民の方と一緒に訓練を行うなど、自主防災組織の結成も視野に考えていきたいと思っております。

きたいと考えております。

②令和7年3月に寄草地区第三貯水池のため池漏水調査を行い、9月に漏水箇所の修繕工事が完了しました。11月に農業用水取水ポンプ取り換え工事及びマリントークエンジンポンプの修繕を完了しております。貯水量が少ない状態でエンジン进行操作すると故障の原因となるため、貯水量を確認しながら運転再開を予定しております。

4、次年度干ばつ対策として、予算の範囲内でできるように、令和8年度の当初予算に計上を予定しております。

Q 質問

3、南部農林事務所と農業農村整備事業管理計画に向けてのヒアリングを行っております。マリントーク設置に向けて、用地交渉も併せて今後進めてい

定期的にお医者さんがいらして、1か月ぐらい治療をするという体制が取れるのかどうか伺いたいです。補助で以前ずっと常時お医者さんがいらして、年に一月とか、それを半年ごととに繰り返すとか、そういう歯科診療のやり方というのは可能かどうか、答弁をお願いします。

A 答弁 上原美雅子

民生課長

以前そのような巡回診療があったと思います。が、今回そのような形でしてくださるところが見つかっておりませんので、今、本島内での僻地診療所の歯科というものは13件ございますので、今そこを全部情報収集しております。様々な委託先や委託方法がございますので、今後直営ですというよりは、常時週に2日とか、3日でも必ず年間を通して治療

ができるような体制を検討しているところでございます。

Q 質問

歯科診療所ができて、住民が大変喜んでいました。開けてみたら治療ができない。小橋川議員がおっしゃったように、渡航費、船運賃2,310円、宿泊費、歯科治療に関しては点数制で、患者さんが治療してほしいところが一度にできない。そういうのもあつて、滞在費とか、そういうのも検討するということでお話がありました。再度答弁願えますか。

A 答弁 上原一宏 村長

小橋川議員へ答弁した、どれだけ助成できるか、これから検討してまいりたいと思います。

Q 質問

子供たちとか、大人、島に住んでいる方、この島全体の人口で、皆さんが今

どのような治療をされているのか。本気で考えて、自分のことのように考えていたいただきたいです。栗国村の住民が600名、それが栗国村の歯科診療所を全員が利用しないといけないという状況になった場合、皆さんはどういうふうに考えられますか、民生課長、答弁をお願いします。

A 答弁 上原美雅子

民生課長

赤嶺議員がおっしゃる通りだと思います。歯科診療所を建てる前は、南大東村は一括交付金を使って、歯科診療の渡航費を補助してございました。しかし、村制のときには歯科診療所を建てる。常時歯科診療を村民の皆様提供するというところで、歯科診療所を建設しました。しかし、本村の歯科医師については、高齢であったという

ことと、治療がうまくできないという苦情もございまして、退職されておりますけれども、現在休診しておりますところの離島の歯科診療所も大体歯科医師の方が常駐している状態がありますので、栗国村のほうも今、直営でやるといふよりは違う方法でできるのではないかと思っております。それとは別に医師が確保できるまでの間、今、離島患者の方はいろいろながん治療とか、難病でいらっしゃる方、妊産婦の方に県の補助をいただいて、渡航費を支援しておりますけれども、その中で一つは村単費で行っているものもござい

Q 質問

12月に歯科医師のほうから栗国村でということのお話がありましたけれども、以前にもそういう感じの流れ的なものがあつて、それが7月に白紙に戻った。そういうことを繰り返していくと、どうしても治療するに当たって、歯の治療は早めにするために治療も完了するんです。それを長く置くと、C1、C2、C3と、そういうふうにだんだん虫歯が進行することによって、治療の日数もかかったりするので、その辺はしっかりと理解して、今、連絡のあったお医者さんとできる限り早めに栗国村で歯科診療が行えるように努めていただきたいと思います。

続いて、消防団員の活動について、消防団員の皆様

には日々本当に24時間、栗国村の健康と安心を支えていただいていることに感謝申し上げます。私ごとですが、高齢者を抱える人たちはいざ救急になった場合には本当に消防団員の方がお見えになったらすごく安心します。皆さんにはすごく感謝の気持ちでいっぱいです。今回の場合は火災についてのお話をさせていただきますが、私もサイレンが鳴って、個人的に、いつもの原野火災だと思いました。住宅火災であることを知るのに時間があったからというところで、消防活動となると住民が行くことによって、消火の妨げになるのかというところもあって、なかなかその現場に行けなかったことがあったりして、その後消防活動について、消防車の水がためられないのか、放水がでなかった

た。農業用の散水車が今リースで借りられています。それで散水した。防火水槽を先日見せていただいたんですけれども、そのような活動を今後しっかりと、大変な中でも消防団員の日々の訓練がいざというときに最小限に被害を抑えられる状況に持っていけると思っていますけれども、起こってはいけないことが起こってしまったということ、今後の栗国村の対策について考えがあつたらお話しください。

A 答弁 新城光則

総務課長

先ほど村長が答弁した内容と重なるかと思いますが、まずは初期消火の対応ということで、各小字のクラブに消火器を配布したいと考えております。また補助事業を活用して、消火栓、各字に1か所ぐらい

になると思いますが、すぐそこでホースですとか、マシホールを開けるバルブとか、そういったものを準備したのは設置したいと考えているところでございます。あとは引き続き、2週間に1回の消防点検はしているんですが、その際に消火をみんなができるように消防車の操作とかも練習していこうと考えております。やはり消防団だけでは人数がどうしても、非常備消防ということで、消防署だったらもちろんすぐ出動できるんですけど、栗国村にいない場合もあつたりするんですけれども、この辺は自助、公助だけではなく、共助ということで、地域の方たちも一緒に消火活動ができるような訓練を進めていきたいと考えております。以上です。



※質問・答弁は要約して掲載しています。

Q 質問

ありがとうございます。住宅用火災警報器の設置、これは以前のポスターなんです。年度が、消防法により設置が義務づけられましたというチラシが、平成18年6月1日で重なるのかどうか、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられていますというのを、行政のほうでご存知ですか、伺いたいです。

A 答弁 新城光則

総務課長

住宅用の火災警報器は義務づけられております。栗国村の火災予防条例の中でも義務づけることを位置づけております。

Q 質問

今、通告外ということですが、ほかの事例をこの場で述べますが、ガスに関しても、ガスコンロでさえ長いことつけっぱなしにし

たら警報が鳴ります。今、各家庭にいろんなあれがついて、それも東京のほうにすぐそういうことがで

きるような、栗国村全体にそういうシステムが入っています。そういうのか、個別に栗国村全体に火災警報器の設置というのは可能なのか伺いたいです。

A 答弁 新城光則

総務課長

基本的には法律では各区で設置することが義務づけられています。もし村が各家庭に整備した場合に、もちろんきれいに使ってくださいる方もいると思うんですけど、雑に機械とか使われた場合、もし万一、何かがあった場合の保障というのが村では致しかねるかというのは想定しますので、ちょっとこれはできないかと考えております。

Q 質問

新築をするお家に関しては、この年度からはしっかりとやりましょうという考え方だとは思いますが、そういうのも踏まえて、各家庭でそれぞれでやってくださいと、どういう方向で進めていいのかわかるのかというのでもまだ私のところでは調べていないのもあったりして、今後そういうのも行政と一緒にそういうことができるのであれば、そういうのも設置していただけるというか、方向性を住民にも周知してやっていければということ、今、お話をさせていただいています。あと各クラブに消火器を置く。家庭用の、先日テレビでも私は見たんですけど、スプレー式のタイプのものが結構値段が安く売られています。こういうのが1,300円幾らかであるんです。そういうのもお店のほうに置いてもらうとか、このタイプで1,300円です。これが可能なのか。消火器に関しては6,000円余り、そういうのも踏まえて、4,000円とか、それぞれの能力にあっているような消火タイプもあるので、そういうのも今後住民の生活の安心を守るために、住民にもそういうのを勝手に自分たちでやりなさいではなくて、行政のほうからもしっかりと家庭の生活を守るためにそういうことも進めていってもらえたらいいのかと思います。消防に關しては、皆さんの日々の活動に本当に感謝申し上げて質問を終わりたいと思います。

3番目の農業用のマリントラックについて、以前から農作物は水、基幹作物であるさとうきびの散水状況や皆さんはご覧になったことがありますか、村長、答弁をお願いします。農家がどのように散水を行っているか、答弁をお願いします。

A 答弁 上原一宏 村長

まことに申し訳ありません。散水状況を見ておりません。

Q 質問

経済課長、お願いします。

A 答弁 新城研太

経済課長

現場のほうはちょっと見ておりません。

Q 質問

経済課長は新しく就任されたので、ぜひ農家の散水状況を、さとうきびに關しては植え付けすると中のほうまで散水するのを、夏植とか、そういう短いキビとかでしたら、散水状況も散水車でできたりも

します。だけど、今年度納めるさとうきび、干ばつに對しての散水をするといことが農家がいかに変かをしっかりと理解して、水の大切さ、農業用水の大切さをしっかりと考えていただきたいと思います。今年、2025年度は1月から11月までの雨量がちよつと手元にあります。本当に今年は雨量が6月、9月45ミリとか、一月を通してこういう干ばつがすごい、昨年度は氣候に恵まれて、キビの状況とか、どうしても露地栽培は氣候によって農家収入がかなり変わってきます。それをできるだけ今後しっかりと何らかの方向で、カラジキナ、ユリクサ、巢飼のほうに水、四志のため池に關しては大雨が降ったからそれが流れていく。その水をどうにか利用してマリタンクとか、何らかの

A 答弁 新城研太

経済課長

農家の皆さんとまた担当職員とともに協議をしながら、検討していききたいと思っています。よろしくお願ひします。

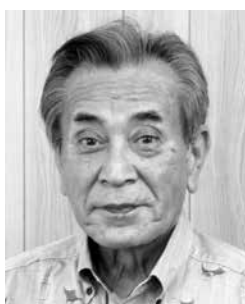
《要望》

ぜひよろしくお願ひします。

4番、干ばつ対策について、今年度は補正予算で50万円計上されています。12月の定例会のときの補正予算、その基準、干ばつ対策

の時期、これは当初予算、補正のときに質問したほうがいいのかとは思いますが、期間とか、当初予算のときに聞きましようかね。どうしても干ばつとなると、年間を通してどの時期に干ばつが起ころかというのはどうしても分かりません。台風が来ないと夏場というのはほとんど雨が降らない。あまり大きい台風が来ると、またさとうきびもダメージを受ける。そういうところでとにかく農作物の栽培はかなり厳しい状況にあります。先ほど村長の答弁で、次年度干ばつ対策に對しての予算を計上するということと、あと農協共済とかになると、どうしてもハードルが高く審査があれで、補助金関係がなかなか下りてこない。セーフティネット事業も沖縄県全体を見ると、栗国村だけ

のデータではそういう事業もなかなか進まない。そういうことで、先ほど干ばつ対策について予算を組んで、ぜひ令和8年度当初で組んで、農家のほうがいつでも干ばつ対策事業の中身をどういうふうな使い方をしていくのか、どういう条件でやっていくのかもしつかり農家のほうにも通知して、農産物、農業所得の向上につなげられたらと思います。



城間 成弘 議員

質問に入る前に、去る11月22日土曜日、浜地区で住宅火災が発生し、地域住民や消防団が消火活動に努めました。住宅全焼という大変残念な結果になりました。住宅の方や関係者

の皆様には心より深くお見舞い申し上げます。

質問事項は5点です。

1 点目が火災時の消防団員の対応についてであります。それは消火活動を行った村民の皆様の手を拾い上げて質問しております。

2 点目が教育委員の任命について。

3 点目、同意第4号教育長任命について。

4 点目、とび吉公金紛失について。

5 点目、沖縄離島活性化事業（教育委員会）について質問いたします。

再質問は自席にて一問一答方式で行いたいと思っています。

Q 質問

1、火災時の消防団員の対応について、先ほど述べました1問目として、その日は土曜日で、役場直



※質問・答弁は要約して掲載しています。

員に火事ですと電話を入れましたが、会話が通じなかったと聴いております。なぜ通じなかったのか、その理由について伺います。

A 答弁 上原一宏 村長

①の当直者に確認しましたところ、電話の相手が早口だったことや、ほかの人の声なども入っていて、聞き取りづらかったそうでございます。その中で当直者は「火事の通報は119番です」と繰り返し訴えたと聞いております。

Q 質問

役場当直者に火事ですと通報して、そこで聞き取れなかったと。そして119番に電話してくださいと。そのような答弁でしたけれども、役場に当直、要するに宿直者の雇用の件について伺ってもよろしいですか。業務内容を述べてもらえますか。

A 答弁 新城光則

総務課長

土日、祝日の日勤の委託業務となっております。

Q 質問

要するに役場に電話が

来るということは、土曜日、日曜日、祝日はしっかりと、ただ電話を取るだけですか、そういう緊急の場合もいろいろあると思いますけれども、どのような対応。要するに雇用する場合、どのような条件が必要なんでしょうか。そしてその11月22日、電話対応の記録、録音記録等もありますか。それについて述べてください。

A 答弁 新城光則

総務課長

今回、緊急の場合という電話が、一報かかってきた場合、聞き取れなかったのではなくて、聞こえてはいたそうです。女性の方か

ら電話があつて、それで火事ですとかとおっしゃっていて、一度切った後に、また2回目がかかってきた。それで守衛の方も結局110番とか、119番は

消防指令センターのほうに行きますので、守衛室にいてもどうしようもすることでもできなかったということ、119番に電話していただきたいと伝えていきます。雇用の条件とかにつきましましては、ちゃんと守衛業務ができるような方ということ、特に明確な規定は上げておりません。録音というのは、録音はしております。以上です。

Q 質問

何時何分というメモもないんですか、どうですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

日誌はあります。

Q 質問

その日誌に火事ですと

いう通報があったということは、ちゃんとメモ書きされていないんですか、どうですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

申し訳ございません。まだ日誌については確認しておりません。

Q 質問

一番大事なことです。何時何分に村民の方から火事ですという通報があつたと。それを119番に電話してくださいと教えたということ、何時何分でしたか、それを確認してください。

火災時の消防団員の対応について一般質問しております。午前中、役場の電話の当直者について、雇用条件と業務内容を述べ

てくださいと答弁を求めましたが、明確な雇用条件はないということでしょうか。そして業務内容もどうなのか、何を業務として当直として電話の答弁をしているのか。そして11月22日土曜日の電話対応の記録、それが日報として記録されているのかどうか。そして録音記録もありますかということ、録音記録はないということ、録音記録は、要するに雇用の条件、要するに病氣の方でも誰でもいいということでしょうか。要するに業務内容はただ電話が鳴って取るだけではないということでしょうか。もう少し詳しく内容について述べてください。

A 答弁 新城光則

総務課長

雇用条件につきまして、業務委託契約を締結しております。業務内容としては、役場が閉庁日の午前8時30分から午後5時15分までの勤務となっております。内容としては、電

※質問・答弁は要約して掲載しています。

話の対応とか、荷物があれば受け取りなどをやっております。通報についての録音というのは、火災があったときの通話時の録音というのはやっておりません。あと勤務日誌のほうを確認して、通報があったかどうかというご質問がありましたので、一応守衛に勤務日誌を確認すると、地域の方からの通報の記録は記載されております。15時16分に消防指令センターから浜地区で火災発生があるというのが入電されたというのが15時16分にあったというのは記載しております。以上です。

Q 質問

電話された方は2時半頃から3時にかけて役場のほうに電話をしたと。火事だということで、要するにびっくりして電話したと。そこで会話が通じず、

そこで火事という言葉が伝わったけれども、通じなくて、電話を切ったそうです。それが2時半から3時の間と聞いております。先ほど雇用条件として、業務委託ということですが、けれども、そういう身体、健康な面も、そういう診断書等々も提出されての契約なんではないか。仮に、耳が聞こえない方とか、いろいろ障害、持病を持っている方とか、電話当番のときにその方が急に倒れたりしたらどうしますか。雇用条件として、健康診断書なり、そういうのも提出されているんですか。さきの答弁ではされていないですよ。そこで難聴とか、そういう体の体調が悪いとか、それも何も考慮しないですよ。ただ電話を取って、ただ荷物の受け取り、それだけすばいとい。今、

つ何が起きるか分かりません。ましてや栗国村は小さい島です。そういう緊急の場合は、電話を取る方は責任を持ってやらないといけないと思います。そのために雇用条件はしっかりとやるべきだと思いますけれども、その点についてどうですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

業務委託契約ということで、診断書のほうはいただいております。ただ、確かに守衛の方の補聴器はつけてはいますけれども、この日の電話については聞き取りしていただいて、そこで先方のほうが結構早口とか、周りの人の声が聞こえたというのと、あと役場自体が現場の状況を分かっていないので、役場から119番にすると、さらに向こう側が混乱するということがあるので、

Q 質問

119番に電話してくださいというように伝えたと聞いております。

村民の方は119番というのとはなかなか思いつかないと思います。現場で、原野でもよろしいです。今回は住宅火災ですけれども、それでびっくりして役場にすぐ電話と。連絡したら何とかしてもらえるという気持ち先になつて、119番に落ち着いて電話できる方はないかなと思います。ましてや栗国村ではそういう小さい島ですので、119番もよろしいです。119番に電話したら、要するにどここの住所は何番地ですか、場所はどこですか、あなたの名前は何ですか、その間にも何分もかかります。仮に今回の火災の場合、その何分が、全焼に至っている結果

だと思えます。要するに私が言いたいのは、当番の方もしっかり責任を持って、栗国村のどこどこで火事だということ、どここのお家が火事だと言えば、大体分かると思います。職員の皆さんは番地を言つて、どこですと言われても分からないと思いますけれども、だけど、島の方でしたら、要するに屋号とか、字とか、そういうのを言えば答弁している方は分かると思います。119番とは別ですけれども、その方が臨機応変に防災無線を使って、栗国村どこどこで住宅火災が発生していますと。そして消防団員の皆様、すぐ出動してくださいと呼びかけるのも一つの防災無線の活用だと思えます。それと119番と別個に考えて対応できるような対策をしないと、今回がそういう結果に



※質問・答弁は要約して掲載しています。

なったと思います。確かに条例等でもあります。緊急時の場合は、要するに防災無線を使って放送ができるということ。もしよろしければ、緊急の場合、火事の場合とか、そういうときは防災無線で、仮に原野が火事といたします。そして北風で、風向きで部落内に火災の影響があると。そのときに防災無線でもよろしいと思います。原野火災で部落内に火災の影響がありますので、避難してください。119番に、そうすることによって村民が周知してもらって、安全に避難してもらったほうがよろしいと思います。まず、よく言われるのが命、身体、財産、それは栗国村村長も施政方針の中でよく述べますが、それを守るのが村長だと。防災無線の在り方、形式的ではなくて、臨機応変にできる

ように、電話当番する方にもそれぐらいの指導をしてくださいということです。そして火災とか、水難事故、いろいろな事故があると思いますけれども、村民に被害を及ぼすような危険なときは防災無線を使ってでも呼びかけたほうがいいと思います。その点どうでしょうか、村長。

A 答弁 上原一宏 村長

城間議員ご指摘のとおり、防災無線も活用して、情報が早めに伝わるようにやっていきたいと思えます。

Q 質問

質問1の役場当直者の電話対応についてでありますけれども、先ほども述べましたが、ぜひ雇用する場合、そういう方を雇用として契約してください。そして火事とか、緊急の場合、防災無線が使えるような条例改正も視野に入

てやっていただきたいと思えます。

次に、2番の質問に移ります。119番への火災通報、消防団員の通知時刻と出動した車両台数、団員数、消火活動開始時刻について述べてくださいとあります。先ほども答弁ありましたが、もう一度確認のために答弁を求めます。

A 答弁 新城光則 総務課長

まず消防指令センターへの火災通報時間が、これは村民の方から消防指令センターへ、119番を通して通報した時間が午後3時2分です。消防防災センターから、消防団にメールで火事ですと言って、入電したのが1分後の午後3時3分でした。出動した車両台数は消防車が2台、一般の方が借りてきた散水車1台の3台です。消火

活動及び救急活動に対応した隊員は6名でした。1台目の消防車が到着したのが午後3時10分頃でしたが、ホースなどの組み立てに手間取り、午後3時15分頃から放水を開始しました。続いて、2台目も午後3時15分頃到着後、すぐに放水を開始したと報告を受けています。

Q 質問

団員数がなかったんですけれども、先ほど赤嶺真知子議員の質問に6名の団員が消火活動に出動したということですから、それは間違いないのでしょうか。そして散水車は消防車が来る前に、住民の方が散水車を借りに行っております。散水車を借りに行った時点では消防車はまだ到着していません。ですので、遅れた理由はなんでしょうか。3番目にありますけれども、消防車が火災現場に遅れた理由はどういった理由があったんでしょうか。119番への火災通報時刻が午後3時2分で、消防団員の連絡通知が午後3時3分ということですが2台、そして車両台数は述べなかつたんですけれども、先ほどの赤嶺真知子議員への答弁では6名というものであります。そして消火開始時刻が午後3時15分と。時間はそれぞれよろしいです。そして3番目の消防団が到着する前に、ここにも書いてありますけれども、到着する前に住民の方が散水車を旧製糖工場に借りに行つて、その間ほかの住民の方々は近くの民家の要するにトウジそこからバケツリレーで消火活動を行っております。その間まだ消防車は到着しておりませ

ん。その遅れた理由は何だったのでしょうかという事で、答弁を求めます。

A 答弁 新城光則

総務課長

この日は祝日ということもありまして、役場が休みでしたので、各団員は自宅などにいたと思います。が、消防指令センターから団員への入電後、大体7分で1台目が到着、その後5分後ぐらいに放水を開始しております。ちょっと遅くなった理由としては、休みというので役場にいなかったということもあり、消防車両が通常でしたら総合センター隣の消防車の格納庫のほうに駐車しているんですが、この日は車検整備で使っていましたので、港に駐車していたということで、いつもよりも若干遅くなったことも遅くなった要因だと考えております。以上で

Q 質問

総合センターではなく

車検の影響で港に駐車しているのは、村民の皆さんも私たちも知っていました。しかし、消防団員はそれを知らなかったのかという事で質問をしたんです。要するに港にあるということが分からなくて、総合センターまで行って、それからまた港まで行って、それで遅れたのではないかという私の推察ですけれども、本来でしたら村民が知っています。消防団員たるもの前もってそういうのもしつかり：、何事もなくても頭の中でしたっけ把握しておくべきではなかったかと、これも一つの原因だったのかという事で質問したんですけれども、把握しなかったという事は、消防団員として、要するに仕

事に対する心構えができてないとしたか言えないです。

次に、4点目の質問に移ります。消防車1台はタンクに水がなく、もう1台は放水操作方法が分からず、地域の方が操作したそうです。消防団員が対応できなかった理由はなんでしょうか、述べてください。

A 答弁 新城光則

総務課長

団員の準備と訓練不足によるものかと考えます。

Q 質問

訓練不足というそれだけで住宅が全焼しているんです。訓練不足で済まされるんですか。栗国村の民家1件全焼しているんです。それは消防団員の皆さん責任を持つんですか。訓練不足で住宅を全焼させました。消防団員の皆さんが責任を取って費用弁償いたします。どうですか、

そういうふうに言われたら。やりますか。どう考えていますか。訓練不足でしたので、全焼という結果になったんです。それだけで話が済みますか、消防団員の皆さん退職金等々返上して、損害賠償に当てられますか。一番訓練不足ということ、消防団は訓練すべきと法律にあります。年に何回、いろいろな法律で

ちゃんとうたわれているのに訓練不足でした。それだけの答弁で住宅が全焼しました。責任持てますか、損害賠償として。今の答弁はちよつと……、私の質問に対して答えてください。

A 答弁 新城光則

総務課長

大変申し訳ありません。訓練不足と言ったのは、私の言い方の誤りなので訂正させていただきます。この日は休みというのもあった

のと、消防団員数が6名と少なかった状況でもあったので、その対応で遅くなった。それと準備が：、通常は消火器とセツトしていたんですけれども、この日は車両にホースがなかったという理由がちよつと把握できなかったということもあつての状況であります。以上です。

Q 質問

消防車がタンクに水がないということはどういうことですか。全国どこの市町村に問い合わせても消防車両のタンクに水がないと、そういううかがいを立てても、ないという答弁は返ってきません。普通消防署というのは、いろいろ火事とか、そういうのに合わせてチェックをして、いつも消火できるような水は車両に積んでおります。しかし、栗国村はタンクに水がない消防車を現



※質問・答弁は要約して掲載しています。

場に持っていくってどうするんですか。何をするんですか。逆に交通の妨げ、消火の妨げになるのではないですか。今回消防団は大変な過失だと思います。厳しく言えば、今回犯罪行為に当たるような消防団のやり方です。水がない消防車を持っていつて何をどうするんですか。どうしたら火が消えるんですか、水もなければ。そして操作方法もなぜ分からないんですか。消防隊員たるもの。それで地域の方があちこち触って、触ってというんですか、やったらできた。消防団員の方は何も分からなくて、ただそこに立っていたという状況です。なぜ消防団員がそれぐらい分からないんですか。そしてなぜ水もないタンクを消火活動として、その現場に行ったんですか。先ほど6名の方が消火活動

A 答弁 新城光則

総務課長

水は半分ぐらいは入っていたと伺っております。また、このときの消防団員の6名が、1人が車両を取りに行ったりですとか、もう1人は救急車を持って搬送したりとか、最初は3名の方が来ていて、1人が消防車を取りに行って、1人は救急車で搬送、もう1人は各団員に電話をしたりと、そういった対応をしておりました。そのときに地域の方々がいろいろ手伝ってくれて、消火活動をしていただいたということにはなっております。こういった部分で、ちょっと水がなかったという状況

況ではないということではありません。

Q 質問

水がなかったという状況でしたという今の答弁ですか、総務課長、今の答弁は水がなかったということではありませんという答弁ですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

半分は入っていた。

Q 質問

半分は入っていたと。要するに2台出動して、半分しか入っていなかったと。2台のうち1台が半分。要するに2台出動して、2台とも半分だったんですか。どういう状況だったんでしょうか。私は住民からの聞き取りで、こういう質問をしています。1台は水がなかったと。そして農業用水の貯水池のほうにいくみに行つたそうです。ということ、どういうことで

A 答弁 新城光則

総務課長

すか。私は現場にいないんですけれども、それは聞き取りで今、質問しています。防火水槽もありますよね、昨日は視察に行つたんですが、なぜ防火水槽の位置も把握できないんですか、わざわざ農業用水の貯水池のほうまで行って、時間的に、距離的にどうですか。消防団の対応は。誰も消防団としての心構え、そういう防火水槽、消火栓、何も把握していなくて、火事の現場に駆けつけたのではないですか。要するに放水の操作方法も分からなかったと。それぐらいの認識しかなかったのかということ、次に、消火栓の場所も把握していなかったと。それについてどうですか。なぜ把握していなかったのか。消防団員として消火栓の場所も設置場所も把握していなかった理由は何か。

Q 質問

消防団員がそういう答弁をしてよろしいんですか。総務課長は消防団ではない。消防団という方々は消火栓、防火水槽、場所は最低限知っておかないと、消火活動ができないではないですか。場所を分からずして、火災現場に行つても何のために行つたのか、本来消防団というのは、それだけはしっかり頭に把握して対応、消火活動ができるような体制、それは常日頃から訓練しておけば

できたことなんです。なぜ

そういうのができなかった

たのかということです。ぜ

ひそれは徹底してやって

ほしいです。まずは消火栓

の把握、防火水槽の把握、

そして開け方、放水のやり

方、もう最初から全員が把

握するような訓練が必要

だと思えます。それは何箇

所あるのか把握していな

いということです。

次に、6番目の質問に移

ります。消火栓は地域の

方が開けて、そしてホース

を接続して、放水を開始し

たらホースがあちこち破

損していて、消火活動に支

障を来したそうです。なぜ

放水使用ができないホー

スを車両に積んでいたの

か。私はそういうふうに聞

いたんですけれども、それ

ともほかに理由が、ほかの

理由で破損したホースを

持ってきたのか、その点答

弁してください。

A 答弁 新城光則

総務課長

消防のホースについて

も使用状況によって、物に

よって劣化速度が速かつ

たりするものもあったり

します。今回そういったも

のだったのかと今想定し

ています。以上です。

Q 質問

劣化しているか分から

ないものをなぜ積んでい

たんですか。劣化してい

るにもかかわらず、それ

も確認しないまま積んで

いたということですよ、

今の答弁では。なぜそれ

をチェックしなかったの

か。どうしてチェックしな

かったんですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

確認とか、前回使用した

際には特に劣化の状況が

なかったということ、そ

のまま収納していた間に

劣化したと考えておりま

す。

Q 質問

確認した。要するに前の

消火活動をしてからどれ

ぐらいの年数がたってい

ますか、述べてください。

A 答弁 新城光則

総務課長

最近、2か月前に確認し

たということです。

Q 質問

2か月前で、そして今回

その間に劣化するもので

しょうか、消防ホースとい

うのは。大体年数は何年

ですか、僅か2か月で劣化

するのかどうか。今の答弁

は、2か月前には使用した

と。そして答弁で劣化して

いたと。僅か2か月で劣化

するものでしょうか。その

耐用年数があるのではな

いですか、それを述べてく

ださい。

A 答弁 新城光則

総務課長

ホースの減価償却はお

答えできないんですけれ

ども、やはり使用する火

事、火災の環境で火のほう

に近いところにはホース

があったり、少なくなつた

りなどして、その辺がどん

どん劣化が積み重なって、

2か月でこういった水が

漏れたような状況になつ

たと考えております。

Q 質問

なぜそれをしつかり検

査をして、確認してやらな

いのか。常日頃からのそう

いうのができていないと

いうことですよね、現場で

ホースが破損していたと

いうこと自体が起きると

いうのは。常日頃からきち

んと整備、点検しておけ

ば、何事もなかったと思

います。そして住宅が全焼

には至らなかったと私は

思っています。しっかりと

消防団員は心構えとして、

どうでしょうか、もう一度

一から訓練をし直して、徹

底した指導が必要だと思

います。

次に、7点目に移りま

す。火災現場での消防団員

の制服について。服装につ

いてですが、制服は着用し

ていますけれども、足元は

スリッパと。そして誰一人

消火活動ができるような

防火服や、ヘルメットを着

用していなかったと聞いて

います。なぜ火事の現場

にそのような格好で行つ

たのか、その理由について

も述べてください。

A 答弁 新城光則

総務課長

民家火災ということ、

緊急性も高くて、それでこ

のような格好で出動した

と伺っております。

Q 質問

火災現場にそのような

格好で行って消火活動が

できますか。服装はどう

もよいと定められている

のですか。要するに火災



※質問・答弁は要約して掲載しています。

現場に行くときの服装は

ちゃんと、要するに防火服

とか、耐火服というんです

か、そういうのを着用しな

いと、火事現場では到底消

火活動はできないです。緊

急の場合はどういう格好

で行ってもよろしいと、草

履履きだろうが何だろう

が。そういう指導、訓練を

されているんですか。消防

団というのは、そういう訓

練で通っているんですか。

ちゃんとした服装、ちゃん

とした消火ができるよう

な服装が必要ではないん

ですか。要するに防火服を

着用して消火訓練を行っ

たことはありますか。それ

についてお答えください。

A 答弁 新城光則

総務課長

消火訓練をしたことは

あります。

Q 質問

これは何年前の話です
か。ちゃんとした年月日

分かるんでしたら答えて

ください。私が知る限りで

は、今年もやっていないと

思います。それは何年前の

話なのか。そして防火服を

着用して消火訓練を実際

に行ったのか、場所はどこ

なのか、そのときの消防団

員の方は今の消防団員で

あるのか、訓練を受けた消

防団員です。いつの話なの

か、それも比較して、分か

るんでしたら答弁してく

ださい。

A 答弁 新城光則

総務課長

訓練については、直近で

は今年の9月に小学校で

行っております。前年度で

言いますと、空港で合同訓

練というのを行っており

ます。以上です。

Q 質問

消火活動の訓練ですか。

要するに火災を想定して

の消火活動の訓練の一環

でしたか。

A 答弁 新城光則

総務課長

そうです。そのようになっ

ております。

Q 質問

そのときも草履履きで

やったんですか。

A 答弁 新城光則

総務課長

活動靴を履いております。

Q 質問

消火活動ではちゃんと

した、要するに作業着を着

用して消火活動ができる

ような格好でやったわけ

ですよね。なぜ訓練したに

もかわらず、今回火事の

現場には草履履きやら、格

好がみんなばらばらだっ

たんでしょうか。いくら

緊急でも訓練をしている

んでしたら、それなりの

消火活動ができるような

服装で来るべきではない

ですか。先ほど訓練しま

したと、ちゃんとしまし

た。しかし、現場にはそう

いう服装ができてなかつ

たと。消火活動ができるよ

うな服装で来ている方は

いなかったと。訓練と現場

とのギャップはどう考え

ればよろしいですか。私た

ちは消防団としての訓練

をしつかりとやっていま

す。しかし、火災現場では

緊急でしたので草履履き

で来ました。防火服も何も

つけていません。それで消

火活動ができるんでしょ

うか。訓練したにもかかわ

らず、なぜそのような格好

をしたのか。いくら緊急で

もちょっと……、どうで

しょうか、村民の方から見

れば。消防団としての心構

えです。少しでも遅れてで

もいいですから、そういう

ちゃんとした服装で消火

できるような格好で、ちゃ

んと服装を整え、すぐ出動

するべきではないですか。

いくら慌ててもそういう

不格好な、誰が見ても消防

団員と思えないような格

好で現場に来て、どうして

火事が消せるのですか。私

が言いたいことを十分に

理解していると思います

けれども、答弁はちよつと

困るかもしれませんけれ

ども、訓練しているなら、

なぜ徹底してそういうこ

とまで想定して指導しな

かったんですか。今後どう

しますか。そう質問された

ら答弁は答えやすいと思

いますので。また同じよう

な訓練をしても、またその

ような現場であつたらま

た草履履きで行くんです

か。そういう対策の答弁を

してください。それは多分

答弁できると思いますの

で。

A 答弁 新城光則

総務課長

今後は、今回のケースも

踏まえて、反省してきちん

と消火活動できるよう

体制で行くように指導、訓練してまいりたいと思います。仮にまたそのような格好で来た団員がいたら、一度帰らせて、再度準備をさせて出動させるように指導してまいります。以上です。

Q 質問

次に、8点目の消防団員の仕事について述べてくださいということ質問

させてもらいます。最後の答弁で、消火活動ができなような格好で来たら、家に帰らすと。それだけでは済まないです。懲戒処分にあたるような処分です。まずは消防団の仕事について、大まかでもよろしいですから述べてください。

A 答弁 新城光則

総務課長

消防団の前に、本島などという市役所とか、消防署があるところは常備消防署と言って、正規の職員

の消防士の方たちが救急活動とか、消火活動などを行っております。栗国村は消防団ということで、非常備消防ということで、正式な何ですか、本庁の常備の消防士と違いはしますけれども、業務的には救急搬送ですとか、消火活動というのは行っております。以上です。

Q 質問

たしかに消防署と消防団員と、栗国村の消防長は村長です。で、本島のほうでしたら消防署長とか、そういうのがおりますけれども、栗国村では消防長という言葉で、村長が消防長ということですから、私も、要するに消防団員の仕事として、これは私、質問ですが、消防法に基づいて、要するに地域、施設、学校、役場いろいろ施設があります。民宿関係、何関係、そういうのは栗国村消

防団員が実施できるような仕事ですか。それとも那覇の消防署から派遣されて、要するに消防法に基づいて、栗国村の消防団員でできるのか。分かりやすく言えば、消火器が設置されているかどうか。もつと分かりやすく言いますと、ホテルでしたらそういうスプリンクラー、消火器、火災報知機いろいろありますよね。その点検は栗国村では消防団員はその仕事もやるのかやらないのか。それを述べてください。できるかどうかということ。

A 答弁 新城光則

総務課長

民宿とか、そういった施設内の消火器関係については、基本的に設備屋さん設置をします。その消防、すみません、法律はちよっと度忘れしましたけれども、一応法律に基づ

いて、設置した業者が役場の消防担当のほうに確認を依頼して、確認した後に承認という形をしております。その後のメンテナンス的なものについては、役場ですとか、消防団では行っておりません。以上です。

Q 質問

栗国村の消防団員では、要するに消防法にのっとったような点検とか、チェックなり何なり、指導

したり、何したり、それはできないということですか。栗国村の消防団員の権限としては、それまではやっていないということですか。点検していたら、その場所について伺いたかったんですけども、それだけの権限というんですか、それだけではできないということですか。

では2点目の質問に移ります。消防法第8条に

は、防火対象物や特定防火対象物の管理者には、消防設備の点検、消火、通報、避難訓練の実施など、それらを違反すれば罰則があります。それは仮に民宿なり、仮に話せばホテルなりの話ですけれども、そういうときはそういう点検がありますと。それに報告を怠れば罰則がありますということ。そしてそこには報告義務違反をしたら、要するに罰金30万円とかいろいろ金額も科されています。それは消防法ののっとった話ですけれども、私が言いたいののは、今回その法律はホテル関係者ではなく、消防団員の方に問いかけています。要するに車両の整備点検もできていない。そして消火活動もできない。消火栓の場所も分からない。防火水槽の取扱い方も何も分からない。そして車両がどこ



※質問・答弁は要約して掲載しています。

に置かれているかも把握していない。要するに火事に対する心構えが何もできていないということ、そういうホテル関係の方にはそういう罰則等々があります。しかし、栗国村の消防団員にはそういう罰則はありません。しかし、私が言いたいのは、その法律が栗国村の消防団員に当てはまると思います。

す。要するに罰金などは30万円から1億円まであります。それは中身は種類が違いますけれども、それは民間のそういう危険物とか、いろいろ取り扱う会社関係なんですけれども、ただど逆に言えば、今回の栗国村の消防団の行動、対応の仕方、何一つ消防団員としての役割が果たされていない。だからあえて、その法律は逆に消防団員にも当てはまるのではないかと私は考えます。そ

の話を聞いて、どのような見解をお持ちですか。村長でもよろしいですから、これは消防法ですけれども、それを逆に消防団にも当てはまりますという見解で私は質問していますけれども、今回の消防団員の対応の仕方をどう思われますか。

A 答弁 新城光則

総務課長

私が先ほど言葉の伝え方が悪かったかもしれないが、防火水槽は把握していたんですけれども、別の場所に水をくみに行ったのは、消防車が入られるタイプのものです。ポンプアップするタイプではなかったものから防火水槽を使用しなかったということになっております。1台が消防車が車検に出しているの、どうしても使わざるを得なかったということでした。また

水がなかったというお話もされていましたけれども、実際の水は満タンまではいかなくても入っていた状況であります。また消防車の場所も分からなかったというのは、私は分からなかったという説明ではなくて、通常でしたら西、東からくれば総合センター隣の消防の格納庫よりも港のほうが遠いからその分時間がかかったという伝え方をしたわけ、分からなかったからと、分かったのではなかったのか、その辺についてはご理解いただければと思います。

Q 質問

私から今の答弁は言い訳に聞こえます。ではなぜ全焼に至ったんですか。そういう理由づけをしますけれども、遅れたことに間違いありません。そして日頃からの整備点検もでき

ていないということは明白なんです。私には言い訳にしか聞こえないんです。先ほどの消防法第8条についての罰則等々があります。私はそれを消防団に変えて、どう思いますかということ、質問しているんですが、どう思われますか。そして消防法には国民全体の義務として、火災発生時の義務があります、対応の仕方。そこにも罰則があります。要するにここで火災が発生しているけれども、知らないふりをし、通報もしないで、見逃して知らないふりしたと。そして消火活動もしないで見逃して、知らないふりをして通つた。そのとき国民には罰則が科せられます。そして消火避難に協力する義務も、応急処置も国民にはあります。しかし、栗国村の消防団員を何かに当てはめようとして

いるんですけれども、何も当てはまるのが今回ありません。いいところがないです。国民の義務にもどうかと。消防団員としてはなおさらです。消火活動をしなればいけないという責務があるんです。それも格好から何か一つ消防団員としての役割を果たしていないと思います。一家、住宅、一棟全焼したんです。それを逆の立場で考えたらどう思われますか。確かにそれは消防団員のせいではないかもしれないけれども、そういう対応の遅れからいくらかでも被害をくい止めることはできたと思えます。それができなかったのが、こつちも大変悔しいんです。少しでも全焼に至らないような方法が取れなかったのかと大変残念でなりません。消防団員の皆

※質問・答弁は要約して掲載しています。

さんはどう思われている
んですかね。

次に、先ほど9の消火訓練を実施しましたということですが、実施したにもかかわらず、何も効果はありませんでした。要するに空港職員とも合同でやったということですけども、何一つ生かされていません。何のためにやったのか。

10点目の消防団員として登録されている方々の職業と団員数、報酬、退職金について伺います。

A
答弁
新城光則

総務課長

消防団員として登録している団員数は26名です。うち役場の職員が18名、役場以外の方が8名となっております。報酬につきましては、年間の報酬が団長5万8,000円、班長が4万1,000円、団員が3万6,500円と

なっています。1回当たりの出動につきましては、

水、火災、警戒、その他災害というのが1回につき8,000円、訓練・救急業務等が1回につき5,000円、会議、車両、通常点検が2,000円となっており、退職金につきましては、これは勤務年数によって変動があります。それを細かい欄になると、5年以上10年未満で一番少ないランクで20万円、35年以上務めた、最終的に団長だったら107万9,000円と、ランクが42種類ほどで、階級と勤務年数で異なっております。以上です。

《要望》

役場職員が18名で、それ以外の方が8名ということです。そして26名と。それ以外の方はどういう職業の方々ですか。時間がないうそですか、それ以外

の方々に議員の方もおりますか。議員の方があります。

んでしたら大変問題だと私は考えて質問しています。時間がありませんから、議員の方がいるんですたら、その議員の方々がいいかもしれませんが、消防服をつけて消防活動して、そういうのをやっているのを見たことがないんですけれども。退職金がありますよね、何のために議員の方々が消防団として登録されているんですか、これは大変問題だと思います。退職金目当てですか。私は結論から言いますと、今回、消防団員としての役割が果たされていないということと、それは訓練からいろいろ、その現場でのホースの破損、消火栓の位置が分からない。防火水槽、消防車の操作の方法、何一つなされていないということですね。全くの素人の皆さんな

んです。そして服装も適当だと。何も心構えも持つて

いないと。それが一番、住宅全焼に至ったと思います。時間がありませんから、もっと厳しく言いますか、消防団員の皆さん、退職金を返上して、全部損害賠償に充ててください。金額は分かりませんけれども、まあ確かに総務課長が言った何年、何年あります。私も調べて持っていますけれども、最高大体50万円以上あるかと思っています。それが26名でしたら、最低30万円でも金額を掛け算したら分かると思いますけれども、それぐらいの気持ちもありますかということでは質問しています。消防団員としての認識です。それが今回なされてなくて、住宅全焼に至ったという結果がそうなんです。もっと強く消防団員の皆さん認識してください。そ

して議員の方がいるんでしたら恥ずかしいです。何

のために消防団員として
いるのか。消火活動もやっ
たことがない人たちがい
るんでしたら、私たち議員
としても大変恥ずかしい
です。私が仮に消防団員で
したら私その場にいませ
ん。一般質問もしません。
自分でもう申し訳ない気
持ちでいっぱいになると
思います。金額でこのこ
うではないですけれど
も、そういう気持ちなん
です。心構え、持ち方、消
防団員の皆さんもつと相
手の立場になつて物を考
えてください。次の質問
は次回にやりたいと思
います。しっかりと消防
団員の皆さん、気持ち
を入れ替えて、粟国村
の生命、身体、財産
を守るための役目
ですので、しっかりと認
識してやっていただ
きたいと思
います。

※質問・答弁は要約して掲載しています。



宮里 昂 議員

Q 質問

1、栗国村消防団について。

①消防団の班は何班まで構成されているのか。

②消防団員は消防車の放水、取水等の操作は班長、副班長が行うのか。

③消防車の装備品、点検等は各班で行うのか。またどのように行っているのか。

④11月22日土曜日の火災、救急対応に何名で出動したのか。

質問の要旨①から④までは赤嶺議員や城間議員と同じ内容となっていてますので、村長の答弁はよろしいです。

Q 質問

2、古い井戸の有効活用について。

①防災井戸として整備をし、手動、もしくは連動ポンプの設置の考えはないか。

Q 質問

3、へび公園の環境美化について。

①公園周囲の雑草が伸び過ぎて、子供たちや観光客等が安心して利用できない状況であり、早め早めに草刈りができないのか。

A 答弁 上原一宏 村長

2の①出動については、消火時に水量が足りるかの懸念があると考えております。消火栓のほうが水量も安定し、早い消火活動ができると思いますので、補助事業を視野に入れて消火栓を活用した消火環境の整備を進めていききたいと考えております。

3の①環境美化促進事

業により、観光協会の委託によって実施しておりますが、作業については2グループに分かれて実施しております。草刈り場所の順番については、委託先である観光協会と早めに作業をするよう協議してまいりたいと思います。

Q 質問

古い井戸の有効利用については、ある地域では農家の方や民家の方と協定を結んで進めているらしいところもあります。なぜ

古い井戸の有効利用について一般質問をしたかというところ、あくまでも災害時に生活用水を必要としたときに使うためであります。全ての古い井戸を活用するのではなくて、使えるような集落内にある井戸を有効活用に使ったかどうかという質問でした。

また3番の公園の草刈

りについてです。年に何回か遅い時間に刈っている状況がよく見られています。あの辺はハブの捕獲器も設置されています。恐らくハブがあそこで見えられたことと思っています。せつかくの子供たちの遊ぶ遊具もきれいに整備されているところですので、10センチ以上伸びたら刈り取るよう早めにさせるようにできないでしょうか。村長、そのところ観光協会ができれば、浜の緑地公園ですか、向こうを契約している方にでも回

せて、草刈りをさせることはできないのか、再度村長のご意見をお願いします。

A 答弁 上原一宏 村長

今、草刈りは観光協会にお願いしてやっているところではありますが、公園につきまして、観光協会の手がなかなか回らなければ、

港湾の緑地公園の草刈り

とは予算が全然違うものですから、新たに予算を組んでやるか、これからできるように検討していきたいです。

《要望》

村長、ご答弁ありがとうございます。立派な公園ですので、子供たちや、他の人たちが安心して利用できるような清掃活動をよろしくお願いします。

最後になりますが、消防団員の皆様へ、緊急時においては迅速、かつ適切に対応し、住民の安心と安全を守り、地域防災力の向上と活性化を務めてください。最後になりますが、あと一言です。いつまでもあると思うな親と金、ないと思うな運と災難、この教訓を忘れずに頑張りましょう。

令和7年 第5回 栗国村議会 定例会 議決結果賛否一覧表(12月)

会期: 令和7年12月17日～18日

	議 案	件 名 * 議案の概要	議決年月日	結果	小橋川 聡	照喜名 英雄	赤嶺 真知子	城間 成弘	宮里昂	上江洲 智章	与那城 義幸
1	議案第43号	栗国村職員の給与に関する条例の一部改正について	令和7年12月17日	可決	○	○	○	○	○	○	
2	議案第44号	栗国空港ターミナルビルの設置及び管理に関する条例の廃止について	令和7年12月17日	可決	○	○	○	○	○	○	
3	議案第45号	令和7年度栗国村一般会計補正予算(第3号)について	令和7年12月18日	可決	○	○	○	○	○	○	
4	議案第46号	令和7年度栗国村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	令和7年12月18日	可決	○	○	○	○	○	○	
5	議案第47号	令和7年度栗国村航路事業会計補正予算(第2号)について	令和7年12月18日	可決	○	○	○	○	○	○	
6	議案第48号	令和7年度栗国村村民牧場事業会計補正予算(第1号)について	令和7年12月18日	可決	○	○	○	○	○	○	
7	議案第49号	令和7年度栗国村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	令和7年12月18日	可決	○	○	○	○	○	○	
8	議案第50号	令和7年度栗国村歯科診療事業特別会計補正予算(第2号)について	令和7年12月18日	可決	○	○	○	○	○	○	
9	認定第1号	令和6年度栗国村一般会計決算の認定について	令和7年12月18日	認定	○	○	○	○	○	○	
10	認定第2号	令和6年度栗国村国民健康保険特別会計決算の認定について	令和7年12月18日	認定	○	○	○	○	○	○	
11	認定第3号	令和6年度栗国村航路事業特別会計決算の認定について	令和7年12月18日	認定	○	○	○	○	○	○	
12	認定第4号	令和6年度栗国村簡易水道事業特別会計決算の認定について	令和7年12月18日	認定	○	○	○	○	○	○	
13	認定第5号	令和6年度栗国村農業集落排水事業特別会計決算の認定について	令和7年12月18日	認定	○	○	○	○	○	○	
14	認定第6号	令和6年度栗国村村民牧場事業特別会計決算の認定について	令和7年12月18日	認定	○	○	○	○	○	○	
15	認定第7号	令和6年度栗国村後期高齢者医療特別会計決算の認定について	令和7年12月18日	認定	○	○	○	○	○	○	
16	認定第8号	令和6年度栗国村歯科診療事業特別会計決算の認定について	令和7年12月18日	認定	○	○	○	○	○	○	
17	報告第4号	令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	令和7年12月18日	報告	○	○	○	○	○	○	
18	議案第51号	工事請負契約の締結について	令和7年12月18日	可決	○	○	○	○	○	○	
19	同意第4号	教育長任命について	令和7年12月18日	同意	○	○	○	○	○	○	
20		議員派遣の件について	令和7年12月18日	可決	○	○	○	○	○	○	

議長

議案賛成者は「○」、反対者は「×」とします。退席者は「退」、欠席者は「欠」、除斥者は「除」、無記名投票は「投」とします。
*議長は採決に加わりません。(可否同数の場合を除く)

議会の動き

令和7年 12月	17日	栗国幼小中学校学習発表会（議長、議員）
令和8年 1月	8日	南部振興会表彰式・祝賀会並びに南部地区関係団体合同新年懇親会（議長）
	9日	南部離島町村議長連絡協議会定例会（議長）
		南部地区市町村議会議長会定例会（議長）
	10日	栗国村新年会・二十歳の集い（議長、議員）
2月	28日	町村議会広報研修会（議員広報委）
	10日	陸上自衛隊第16回定期演奏会（議長）
	18日	船起こし行事（議長、議員）
	24日	沖縄県町村議会議長会定例総会（議長）
	25日	離島振興市町村議会議長会定例総会（議長）
		離島振興市町村議会議長会研修会（全議員）
	26日	沖縄県町村議会議員研修会（全議員）

表紙の題字と写真をお寄せください

題字(議会だより)と写真を募集しています。

連絡先:議会事務局

電話:988-2222 FAX:988-2281

Mail:gikai@vill.aguni.okinawa.jp

議会傍聴について

栗国村ホームページ、インフォメーションに栗国村議会・栗国村議会だよりを掲載していますのでご覧ください。

役場1階あぐにひろばでも本会議を生中継致します。

【編集後記】

議員は、議政活動を行いその職務の遂行にあたり、公共利益を優先し良心に従ってその職務に誠実に遂行すべき義務がある。

議員は、清康でなければならず、議員としての品位を維持する義務がある。

議会だよりを通じて、議会の動きや議員の活動状況を正確に、かつ分かりやすくお伝えして、皆様の疑問等に対応していき、議会と皆様をつなぐ最良の手段にしたいと願って作成にあたっています。

今年も議会活動へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

R7・12月

宮里 昂

議会広報調査特別委員会

委員長 小橋川 聡

副委員長 照喜名 英雄

委員 宮里 昂